

平成26年第2回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p>子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例（制定）</p> <hr/> <p>1 趣旨 子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の一部改正に伴い、条例委任された事項について、基準等を定めることとした。</p> <p>2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、内閣府令で定める基準によることとした。</p> <p>3 家庭的保育事業等の基準 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）の設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令で定める基準によることとした。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業の基準 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、次に掲げる事項並びに他の条例及び規則で定めるもののほか厚生労働省令で定める基準によることとした。</p> <p>(1) 省令で規定する放課後児童支援員（以下「支援員」という。）は1施設につき2人以上配置することとした。ただし、その1人を除き、補助員に代えることができるとともに、児童の数が40人を超える場合は、児童20人につき1人の割合で支援員又は補助員を配置することとした。</p> <p>(2) 支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならないこととした。</p> <p>ア 保育士の資格を有する者 イ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>5 その他この条例の施行及び基準等に関し必要な事項は、規則で定めることとした。</p> <p>6 施行期日等 (1) 施行期日 子ども・子育て支援法の施行の日。ただし、3及び4は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関</p>

	<p>係法律の整備等に関する法律の施行の日、6(2)及び6(3)は公布の日</p> <p>(2) 準備行為 2から4までで定める基準により行う必要のある確認の手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができることとした。</p> <p>(3) 府省令改正への対応 2から4までの規定において引用する関係府省令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの規定の改正の要否を検討し、必要に応じて、市の実情に応じた基準の策定に取り組むものとすることとした。</p>														
2	<p>三鷹市市税条例等の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 法人の市民税の税率の引下げ 法人住民税法人税割の一部が国税化されることに伴い、税率を引き下げることとした。</p> <table border="1" data-bbox="432 1077 1315 1397"> <thead> <tr> <th rowspan="2">法人の区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金等の額が10億円以上の法人</td> <td>14.7%</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円以上10億円未満の法人</td> <td>13.5%</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円未満の法人</td> <td>12.3%</td> <td>9.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 固定資産税の課税標準の特例 固定資産税（償却資産）の課税標準について、次の設備等の普及の促進を図るための特例措置に導入される、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合を定めることとした。</p> <p>(1) 浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者等が取得した浸水防止用設備（特例割合 3分の2）</p> <p>(2) 自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器（特例割合 4分の3）</p> <p>(3) 水質汚濁防止法等に基づき公共の危害防止のために設置された施設又は設備（特例割合 3分の1又は2分の1）</p> <p>3 軽自動車税の税率の見直し 自動車税との負担の均衡を図ること及びグリーン化を進めること等の観点から、次のとおり軽自動車税の税率を引き上げることとした。</p>	法人の区分	税率		現行	改正後	資本金等の額が10億円以上の法人	14.7%	12.1%	資本金等の額が1億円以上10億円未満の法人	13.5%	10.9%	資本金等の額が1億円未満の法人	12.3%	9.7%
法人の区分	税率														
	現行	改正後													
資本金等の額が10億円以上の法人	14.7%	12.1%													
資本金等の額が1億円以上10億円未満の法人	13.5%	10.9%													
資本金等の額が1億円未満の法人	12.3%	9.7%													

- (1) 4輪の軽自動車等（平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたものに限る。）及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の税率

区 分		税率（年額）	
		現行	改正後
4輪の軽自動車	乗用自家用	7,200円	10,800円
	乗用営業用	5,500円	6,900円
	貨物用自家用	4,000円	5,000円
	貨物用営業用	3,000円	3,800円
3輪の軽自動車		3,100円	3,900円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

- (2) 原動機付自転車及び2輪車に係る軽自動車税の税率

区 分		税率（年額）	
		現行	改正後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	90cc以下	1,200円	2,000円
	125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
2輪の軽自動車 (125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
2輪の小型自動車（250cc超）		4,000円	6,000円

- (3) 初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した4輪の軽自動車等に係る軽自動車税の税率（重課を導入）

区 分		税率（年額）
4輪の軽自動車	乗用自家用	12,900円
	乗用営業用	8,200円
	貨物用自家用	6,000円
	貨物用営業用	4,500円
3輪の軽自動車		4,600円

4 その他規定を整備することとした。

5 施行期日

1は平成26年10月1日、2並びに3(1)及び3(2)は平成27年4月1日、3(3)は平成28年4月1日、4は公布の日等

<p>3</p>	<p>三鷹市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 趣旨 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、条例委任された三鷹市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の会長及び委員の要件について定めることとした。</p> <p>2 協議会の組織 協議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員20人以内（現行25人以内）をもって組織することとした。</p> <table border="1" data-bbox="370 734 1361 1039"> <thead> <tr> <th data-bbox="370 734 866 786">現 行</th> <th data-bbox="866 734 1361 786">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="370 786 866 831">(1) 三鷹市議会議員 5人以内</td> <td data-bbox="866 786 1361 831">(1) 三鷹市教育委員会委員 1人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 831 866 875">(2) 三鷹市教育委員会委員 1人</td> <td data-bbox="866 831 1361 875">(2) 学識経験者 13人以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 875 866 920">(3) 学識経験者 12人以内</td> <td data-bbox="866 875 1361 920">(3) 関係行政庁の職員 4人以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 920 866 965">(4) 関係行政庁の職員 4人以内</td> <td data-bbox="866 920 1361 965">(4) 一般市民 2人以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 965 866 1010">(5) 三鷹市に勤務する職員 1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1010 866 1039">(6) 一般市民 2人以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 協議会の会長の選出方法 会長は、委員の互選により定めることとした。</p> <p>4 その他規定を整備することとした。</p> <p>5 施行期日 平成26年10月1日</p>	現 行	改 正 後	(1) 三鷹市議会議員 5人以内	(1) 三鷹市教育委員会委員 1人	(2) 三鷹市教育委員会委員 1人	(2) 学識経験者 13人以内	(3) 学識経験者 12人以内	(3) 関係行政庁の職員 4人以内	(4) 関係行政庁の職員 4人以内	(4) 一般市民 2人以内	(5) 三鷹市に勤務する職員 1人		(6) 一般市民 2人以内	
現 行	改 正 後														
(1) 三鷹市議会議員 5人以内	(1) 三鷹市教育委員会委員 1人														
(2) 三鷹市教育委員会委員 1人	(2) 学識経験者 13人以内														
(3) 学識経験者 12人以内	(3) 関係行政庁の職員 4人以内														
(4) 関係行政庁の職員 4人以内	(4) 一般市民 2人以内														
(5) 三鷹市に勤務する職員 1人															
(6) 一般市民 2人以内															
<p>4</p>	<p>三鷹市まちづくり条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 大規模土地取引行為の届出 3,000㎡以上の土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）の移転又は設定を行う契約（予約を含む。以下「大規模土地取引行為」という。）を締結して土地に関する権利を移転しようとする者は、大規模土地取引行為の日の6月前までに、土地に関する事項について、規則で定めるところにより、大規模土地取引行為届出書を市長に提出しなければならないこととした。</p> <p>2 大規模土地利用構想の届出 5,000㎡以上の開発事業を行おうとする者は、次に掲げる場合に応じて定める時期までに、規則で定めるところにより、大規模土地利</p>														

	<p>用構想届出書を市長に提出しなければならないこととした。</p> <p>(1) 大規模土地取引行為を経て開発事業を行う場合 当該大規模土地取引行為により土地に関する権利を移転する日の3月前までであって、かつ、開発事業に係る事業計画の変更が可能な時期</p> <p>(2) 大規模土地取引行為を経ないで開発事業を行う場合 当該開発事業に係る事業計画の変更が可能な時期</p> <p>3 大規模土地利用助言者 市長は、良好なまちづくりを推進するため、大規模な土地利用に関し、専門的な知識を有する者を大規模土地利用助言者として置くことができることとした。</p> <p>4 是正命令 市長は、勧告（大規模土地取引行為及び大規模土地利用構想の届出等に関する勧告を除く。）を受けた開発事業者等が当該勧告に従わないときは、当該開発事業者等に対し、開発事業等に関する工事の停止若しくは中止を命じ、又は相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。</p> <p>5 罰則 (1) 4の是正命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処することとした。 (2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、(1)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、(1)の刑を科することとした。</p> <p>6 その他大規模土地取引行為の届出に係る土地利用に対する要望、大規模土地利用構想に対する要望及び調整について定めることとした。</p> <p>7 その他規定を整備することとした。</p> <p>8 施行期日 平成26年10月1日。ただし、1、2及び6の規定は、平成27年4月1日以降の大規模土地取引行為について適用する。</p>
5	<p>井の頭・玉川上水周辺地区複合施設（仮称）新築工事請負契約の締結について</p> <hr/> <p>1 契約の方法 制限付一般競争入札を行ったが、再度の入札に付しても落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、入札参加者のうち最低価格を提示した者との随意契約</p>

	<p>2 契約の金額 2億1,686万4,000円</p> <p>3 契約の相手方 東京都三鷹市下連雀三丁目4番29号 白石・桂建設共同企業体 代表者 白石建設株式会社 代表取締役 白石 勝也 構成員 桂建設株式会社 所長 渡邊 征信</p> <p>4 工事概要 (1) 工事場所 三鷹市井の頭二丁目21番18号 (2) 工事内容 ア 五小学童保育所、三鷹台地区公会堂及び障がい児通所サービス施設を配する複合施設の新築工事 (ア) 構造及び規模 鉄骨造 地上2階建て (イ) 敷地面積 966.48㎡ (ウ) 建築面積 362.25㎡ (エ) 延べ面積 613.13㎡ (五小学童保育所288.57㎡、三鷹台地区公会堂122.82㎡、障がい児通所サービス施設201.74㎡) イ 施設に付随する外構整備工事 (3) 工期 契約確定日の翌日から平成27年3月16日まで</p>
6	<p>三鷹駅前コミュニティ・センター空調設備改修工事請負契約の締結について</p> <hr/> <p>1 契約の方法 制限付一般競争入札による契約</p> <p>2 契約の金額 2億833万2,000円</p> <p>3 契約の相手方 東京都立川市柴崎町三丁目17番25号 大成温調・上杉建設共同企業体 代表者 大成温調株式会社 多摩営業所 所長 吉田 至宏 構成員 株式会社上杉電機工業 代表取締役 上杉 克</p>

	<p>4 工事概要</p> <p>(1) 工事場所 三鷹市下連雀三丁目13番10号</p> <p>(2) 工事内容</p> <p>ア 冷暖房設備工事 冷温水発生機、空調機及び配管の交換等</p> <p>イ 換気設備工事 全熱交換式換気扇及びダクトの交換等</p> <p>ウ 建築工事 空調設置室天井の張り替え等</p> <p>エ 電気設備工事 空調機用動力盤の交換等</p> <p>(3) 工期 契約確定日の翌日から平成27年3月30日まで</p>	
7	平成26年度三鷹市一般会計補正予算（第1号）	別紙のとおり

○ 特記事項

- (1) 固定資産評価審査委員会委員の選任について（3件）